

## 不適正除染に関する通報等（平成 25 年 3 月 18 日現在）

○合計 12 件 ←いずれも、現在入手している情報からは、新たな不適正除染とはいえない。

○通報の概要と対応

<直轄関連>

日付	場所	通報の概要	対応
1/22	田村市	除染で出た土壌等を保管せず、穴を掘って埋めていた (時期不明、飲食店での隣席の作業員の会話、1/29 にも再度通報あり)	事実関係の確認が困難。事業者へは連絡し、注意喚起。
1/24	田村市	① 表土のはぎ取りを行わず、砂をかけるだけの作業 ② 長靴を川で洗った ③ 除雪した雪と除染で出た砂を一緒に川に捨てた (H24 年 12 月中、継続的に実施)	事実関係の確認が困難であることに加え、 ①除染事業の行為(覆土)とも考えられる。 ②除染適正化プログラムでとりあげた内容。事業者には周知済み。 ③ 事業者へ注意喚起。
2/4	田村市	凍結で水道が使えないため、長靴の泥を川で洗った。 (H24 年 12 月)	対応は不要と判断
2/6	檜葉町	除染用の道具を買い渋り、人力に頼った除染を行うことで、作業が簡単なものになっている。 (H24 年 12 月上旬～)	対応は不要と判断

※

※2/14 環境省除染適正化推進本部に報告、公表済みの事案

日付	場所	通報の概要	対応
2/25	田村市	<p>① 作業員は個人線量計を持っているが、ポケット線量計を持っている代表者が異なる現場にいるため、正確な線量測定ができていない可能性がある。</p> <p>② 作業員の累積線量が一切作業員に知らされていない。</p> <p>③ 壁除染などでウエスを洗った汚染水を作業現場に投棄することが横行していた。</p> <p>(時期：10/14～1/26)</p>	<p>① 対応は不要と判断（電離則に基づく措置がなされている）</p> <p>② 事業者へ注意喚起</p> <p>③ 1/24 付け案件と同様だが、再度事業者へ注意喚起</p>
3/6	田村市	<p>① 作業指揮者がくわえタバコで作業を行っていた。</p> <p>② 地面の除染は汚染されていない砂をかけるだけで作業を終了していた。</p> <p>③ 除染で取り除いた雪や砂を川に捨てていた。</p> <p>④ 汚染された水をタオルで拭き取った水その場に捨てていた。</p> <p>⑤ 除染で使用したタオルを水洗いし使い回していた。</p>	<p>① 事業者へ注意喚起</p> <p>② ～⑤については、1/24 付け案件・2/25 付け案件で対応済み。</p>
3/12	川内村	<p>仮置場にて、一部のフレコンバックにひび割れが多数入っている。吊り部にも破損が見られ、移動不可な状態に見える。</p>	<p>仮置場及び一時保管場所の状況を確認。指摘のような事案は見られなかった。</p> <p>なお、川内村が除染を実施している部分についても村が状況を確認したところ、軽微な破損が見られたので、今後是正予定。</p>

<非直轄関連>

日付	場所	通報の概要	対応
1/28	伊達市	<p>① 一般宅の除染を行った際に排出された砂利・泥等を隣の一般宅の駐車場に廃棄し、ならしていた。(時期：1/24)</p> <p>② 除染で出た廃棄物の線量を測定・記録する際、線量が低いにも関わらず、高い数値を記録。(何度も繰り返し実施)</p>	<p>自治体へ連絡済み (参考) 自治体からは、以下の連絡あり</p> <p>① 事実なし(除雪したものを所有者の敷地に置いたことはあった。)</p> <p>② フレコンバックに入れた除染物については、数カ所計測し、一番高い数値を記入</p>
2/8	福島市	<p>屋根の高压洗浄が隣家に飛び散るクレームが多い。洗浄水はそのまま未処理で排水している。</p>	<p>自治体へ連絡済み (参考) 自治体からは、以下の連絡あり</p> <p>○基本、堆積物を除去する除染を実施、高压洗浄水を行う場合、隣家に飛び散らないよう、シートで養生 クレームがあった場合には、市へ報告するよう業者に伝達</p> <p>○洗浄前に堆積物は除去。現在、洗浄水は全地区で側溝にろ過装置を設置</p>

※

※2/14 環境省除染適正化推進本部に報告、公表済みの事案

2/21	二本松市	一般宅の除染を行った際に出た草木等のごみをそのまま放置していた。(時期：H25.1)	<p>自治体に連絡済み</p> <p>(参考)自治体からは、以下の連絡あり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○除染で発生した草木等は、全て本宮クリーンセンターで焼却処理を実施中。</li> <li>本宮クリーンセンターの施設が、2月末まで休みになっており、一時的な仮置きの可能性もある。</li> <li>○除染業務受託者の二本松市復興支援除染協同組合に対して、各除染業者への周知を依頼済み。</li> </ul>
3/5	福島市	一般宅の除染を行った際に線量の高い枕木を一般宅裏の国有林内に投棄していた。(時期：H24.11～12)	<p>自治体に連絡済み</p> <p>(参考)自治体からは、以下の連絡あり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○枕木は、除染で処分出来ないことから、所有者の了解を得て、市役所職員、除染業者、所有者の3者立ち会いのもと、敷地内片隅に積み重ね、除染作業を完了。</li> <li>○その後、除染業者は通報のあった住宅敷地内に入っていない。</li> <li>○現地確認したところ、通報通り住宅敷地外の山林（国有林野ではなく福島市所有地）に枕木が放棄されていることを確認。</li> <li>○福島市は、事実関係が判明した後に通報者と話をし、不適切除染でないことの説明をした上で処分する予定。</li> </ul>

<内閣府モデル事業関連>

日付	場所	通報の概要	対応
1/25	広野町	モデル事業において、水を側溝へ直接流していた。作業員に確認したところ、回収しないとの回答 除染で出た土壌等を保管せず、穴を掘って埋めていた (時期不明)	事実関係の確認が困難 ① 事業主体から、水の回収を行っていたことを確認済み。 ② 除染事業の行為（天地返し等）とも考えられる。

※

※2/14 環境省除染適正化推進本部に報告、公表済みの事案